

○日本体育大学教職員の内部通報に関する規程

平成20年1月16日

教授会制定

(目的)

第1条 この規程は、日本体育大学(以下「本学」という。))における内部通報(以下「通報」という。)の処理体制及び通報をした教職員(以下「通報者」という。)の保護その他通報に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、法その他の関連法令の定めるところによるものとする。

(通報)

第2条 この規程において「通報」とは、次の各号に掲げる通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を第5条に定める通報窓口に通報することをいう。なお、第2項から第4項に規定する通報については、それぞれ別に定めるところより取り扱う。

(1) 公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)第2条第3項に定める通報対象事実

(2) 学校法人日本体育大学及び本学が定める学則、規程、規則等に違反し、又はこれらを潜脱する事実

(3) 本学における教育活動及び研究活動その他の業務運営に関して行われる不正な事実

2 日本体育大学人権侵害の防止等に関する規程に定める人権侵害に関する通報

3 日本体育大学における研究活動の不正行為防止及び対応に関する規程に定める研究活動の不正行為に関する通報

4 日本体育大学における公的研究費の取扱いに関する規程に定める公的研究費の不正使用に関する通報

(通報者)

第3条 この規程において通報を行うことができる者は、次の各号に定める者(以下「通報者」という。)をいう。

(1) 本学の教職員

(2) 本学の施設で勤務する派遣労働者及び業務委託先の労働者

(3) 本学に在籍する学生

(4) 通報日の前1年以内において前各号のいずれかであった者

(一般原則)

第4条 通報者は虚偽の事実を通報し、又は不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をもって通報してはならない。

(通報の方法)

第5条 通報は、電話、電子メール、ファクシミリ、文書又は口頭によるものとする。

(通報窓口)

第6条 通報窓口は、学長が指定する学外の弁護士(以下「弁護士」という。)及び管理部庶務課長とする。

(通報処理委員会)

第7条 通報に係る事実の調査及び検討を行うため、通報処理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 企画・管理・運営担当の副学長
- (2) 学長室長
- (3) 事務局長
- (4) 管理部長
- (5) 健志台事務統括
- (6) 法律関連領域を専門とする専任教員
- (7) その他学長が必要と認めて指名した者

3 委員会には委員の互選により委員長を置く。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(通報の受付等)

第8条 弁護士は、通報を受けたときは、通報者の氏名を伏せて、速やかに管理部庶務課長に通知するものとする。

2 管理部庶務課長は、通報を受け又は弁護士から通知を受けたときは、速やかに委員長に報告するものとする。

(通報の受理等)

第9条 委員長は、前条第2項の報告を受けたときは、直ちに学長に当該通報に係る事実を報告するとともに、速やかに委員会を招集して当該通報を受理するか否かを決し、その結果を当該通報者に通知するものとする。ただし、弁護士を窓口とした通報については、弁護士を通じて当該通報者に通知するものとする。

(調査)

第10条 委員会は、通報を受理したときは、速やかに当該通報に係る事実の調査を行うものとする。

2 委員会は、関係部署、本学教職員その他の関係者に対し、関係資料の提出その他調査の実施上必要な協力を求めることができる。

3 調査の実施にあたっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう、調査の方法に十分配慮しなければならない。

(調査の協力義務)

第11条 教職員は、前条第2項の規定による協力を求められたときは、正当な理由なくこれを拒否することができない。

(調査結果の報告及び通知)

第12条 調査を終えたときは、委員長は、調査の結果を学長に報告するとともに、通報者に対し、調査の結果を文書をもって通知するものとする。ただし、弁護士を窓口とした通報については、弁護士を通じて当該通報者に通知するものとする。

2 前項の通知は、通報された教職員(以下「被通報者」という。)の信用、名誉及びプライバシー等に十分に配慮して行わなければならない。

(不服申立)

第13条 調査の結果に不服がある被通報者は、委員会に対し、再調査を求めることができる。

(是正措置)

第14条 調査(再調査を含む。)の結果、通報対象事実があると認められるときは、学長は、速やかに当該事実の公表、是正措置及び再発防止措置のための措置に関し、理事長に上申し、その決裁を受けてこれらの措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第15条 委員会の委員その他通報の処理に関与した者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた場合も同様とする。

(通報者の保護)

第16条 学長は、通報者に対し、通報者が通報したことを理由として、解雇その他不利益な扱いをしてはならない。

2 学長は、通報者及び調査に協力した者に対し、そのことを理由として、その者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。

3 学長は、通報者及び調査に協力した者に対し不利益な扱いや嫌がらせ等を行った者に対し、本学の就業規則に従って懲戒処分等を行うことができる。

(不正な目的の通報)

第17条 学長は、虚偽の事実を通報し、又は他人を誹謗中傷すること、不正の利益を得ること、他人に損害を加えることその他の不正を目的とした通報をした者に対し、本学の就業規則に従って懲戒処分を行うことができる。

(所管)

第18条 この規程に関する事務の所管部署は管理部庶務課とする。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て学長が行う。

(雑則)

第20条 通報の処理に関して必要な細則は、学長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成20年1月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成24年5月9日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。